

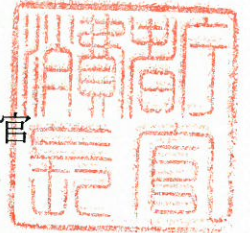


消教地第 112 号

平成 28 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官



地方消費者行政推進交付金交付要綱（平成 28 年度当初予算）の総額等について（通知）

平成 28 年 1 月 20 日付け消教地第 18 号において通知した「地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱（一般会計）」といいます。）及び平成 27 年 4 月 9 日付け消教地第 148 号において通知した「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱」（以下「交付要綱（東日本大震災復興特別会計）」といいます。）の取扱いについては、以下のとおりとしますのでお知らせします。

- (1) 交付要綱（一般会計）第 2 中の別に定める国が提案する政策テーマについては、別紙 1 のとおりとする。
- (2) 交付要綱（一般会計）第 5 中の別に定める額は、30 億円とする。
- (3) 交付要綱（一般会計）第 5 中の別に定める先駆的事業留保額は、5 億円とする。
- (4) 交付要綱（一般会計）第 6 中の別に定める日、及び交付要綱（東日本大震災復興特別会計）第 6 中の別に定める日は平成 28 年 3 月 31 日とする。
- (5) 交付要綱（一般会計）別紙様式 1 別紙の別に定める様式については、本通知別紙 2 のとおりとする。

<別紙1（先駆的プログラム）について>

別紙1の先駆的プログラムにつきましては、積極的な実施をお願いいたします。

まず、「I. 消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進（地域ネットワーク構築等）」について、消費者庁としては、平成28年4月1日に施行される、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による改正後の消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく、消費者安全確保地域協議会の設置を「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日閣議決定）の政策目標として定め、人口5万人以上の全市町での設置を目指して、地域における取組を支援することとしております。各地方公共団体におかれましては、高齢者等の消費者被害を防止するため、消費者安全確保地域協議会の設置について、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。また、平成27年10月に掲げられた「1億総活躍社会」の実現に向け、消費者団体や町内会等の元気な高齢者による積極的な参画を確保するための取組を御検討いただきますようお願いいたします。

次に、「IV. 消費者問題の多様化、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備」は、土日祝日、訪日・在日外国人向け、及び障害者向けの相談体制の整備に係る各都道府県の取組を支援するものです。消費者ホットラインの3桁化やマイナンバー制度の開始等に伴う相談件数の増加に対して、土日祝日も含め恒常的に対応する必要があります。また、2020年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて、訪日・在日外国人の消費者被害の増加が見込まれることから、被害の未然防止、拡大防止に向けた取組が求められます。さらに、悪質商法などによる被害に遭った障害者からの相談件数が増加している一方、障害者向けの相談体制が十分に整備されていない状況にあります。これらの課題に対応するため、先駆的プログラムを積極的に御活用いただき、相談体制の整備を進めていただきますようお願いいたします。

以上のとおり、先駆的プログラムの活用等により、引き続き消費者の安

全・安心の確保に向けて、消費者行政の推進に御尽力いただきますようお願いいたします。

(別紙1)

平成28年度 先駆的プログラム

- I. 消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進（地域ネットワーク構築等）
- II. 消費者教育の推進（地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等）
 - II-1. 地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等
 - II-2. 体系立った消費者教育の展開
 - II-3. 子どもの事故防止に向けた地域連携の推進
- III. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援
- IV. 消費者問題の多様化、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備
- V. 地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組の促進（地域における公益通報者制度の推進、景品表示法の理解促進）
 - V-1. 公益通報者保護制度の推進
 - V-2. 景品表示法等の理解促進

I 消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進（地域ネットワークの構築等）

1. 事業目的

高齢者及び障害者の消費者被害の背景には、生活困窮や社会的孤立、認知力の低下などが潜んでいることも多く、本人からの相談が少なく、対応が遅れることで被害が拡大している面があり、高齢者等の消費者被害の防止は、地域社会全体で取り組むべき課題である。

こうした背景に鑑み、平成 26 年 6 月に成立した不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 71 号。以下、「改正消費者安全法」という。）による改正後の消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）においては、地域の見守りネットワーク構築のための仕組みとして、地方公共団体において消費者安全確保地域協議会を組織できること、地方公共団体の長が、消費生活協力団体及び消費生活相談員を委嘱できることを規定している。

高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、平成 28 年 4 月 1 日の改正消費者安全法の施行を踏まえ、地方公共団体と地域の多様な主体が連携し見守り等の活動を行う地域ネットワークを構築するモデル的な事業、当該地域における見守りの担い手を育成する事業、その他高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守り活動を実施する。

上記実施状況及び結果を他の地方公共団体等も活用可能な手引として取りまとめて普及することにより、地域ネットワークの構築等による高齢者等の見守り活動を促進し、もって高齢者等の消費者被害の防止を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、次の（1）及び（2）のいずれにも該当するもの（（2）につき既存の取組のみに関し実施する場合を除く。）。

（1） 次の各号に掲げるいずれか一つ以上の取組を行う事業

- ① 地方公共団体等の関係部局（警察、医療、保健、福祉、教育、防災、消防等）を含む地域の多様な主体との連携・協働に基づく、高齢者及び障害者等の消費者被害の防止等を目的とした地域ネットワークの構築等を行う取組。
- ② 地域ネットワークの構築及び将来的な消費生活サポーターの育成に向け、消費者庁が作成する高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材を活用するなどして、地域の多様な主体を対象とした研修^(注)を実施し、見守りの担い手を育成する取組。

(注) 研修は、以下の条件に基づいて行うこと。

1) 研修対象者

日常生活又は事業活動で高齢者・障害者と接点のある者、これまで消費者被害に関心が高くない者等、地域の多様な主体を対象とする。

2) 研修回数

多数の対象者が充実した研修を受けられる機会を設けるため、複数回の研修を実施する。

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、通話録音装置を活用した地域ネットワークによる見守り活動等、高齢者及び障害者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るために行う取組であって、同様の取組を全国に展開することが高齢者等の消費者被害の防止に資すると認められる取組。

(2) 上記(1)①及び③の取組(①～③に係る既存の取組を含む。)に関し、当該取組の内容や留意点等を整理の上、今後類似の取組を行おうとする他の地方公共団体等が活用するための手引等の作成を行う。

上記(1)②については、以下の内容を盛り込んだ報告書を作成すること。

- ・ 研修の概要
- ・ 研修後の受講者の意識変化
- ・ 本視聴覚教材を活用した研修において工夫した点、反省点
- ・ 研修を受けた事業者に対しては、具体的な見守り活動の取組状況

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとする。

Ⅱ 消費者教育の推進（地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等）

（趣旨・目的）

消費者一人一人に対して、あまねく消費者教育の機会を提供していくためには、住民に身近な行政を総合的に実施する地方公共団体において、地域特性に応じた手法や内容により、消費者教育が行われる必要がある。そこで、地方消費者行政推進交付金を活用することにより、消費者教育を推進する上で重要な課題となる各主体の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等に向けた取組を促進し、地方における消費者教育の推進を図ることとする。

Ⅱ－１ 地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等

1. 事業目的

消費者教育推進に重要な地域における各主体の連携・協働を促進するため、消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等、地域における消費者教育の担い手の育成を進めていくことが重要である。そこで、消費者教育推進会議報告書等に基づく事業を実践するモデル地区を選定・実践し、その成果を他の地域へ周知することにより、消費者教育の推進を図る。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの。

（1）消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの人材確保・育成等に関する取組

消費者教育推進会議取りまとめ（平成 27 年 3 月公表）に基づき、消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの人材確保・育成等に関し、他の地域の先進事例を目標としつつ、当該地域の特性を加味した地

域における消費者教育が前進する取組を実施する。拠点化に関しては、コーディネーターの役割が重要であることから、地域におけるコーディネーターの人材確保及び育成を目指す。さらに、地方公共団体内関係機関（教育委員会等）との連携の取組についても対象とする。

(2) 事業者等による消費者教育の取組

消費者教育を地域全体として推進していくため、消費者や消費者団体以外の地域における消費者教育の担い手を育成する。具体的には、事業者等による地域住民、学校及び従業員向けの講座開設・教材作成、行政と事業者との連携の仕組みの構築を対象とする。

(3) 効果的かつ確実な情報提供の仕組みの構築

最新の被害・危害防止に資する情報とそれに基づく啓発活動のため、国や独立行政法人国民生活センターからの情報に加え、地域特有の被害情報等を適時適切に提供できる、インターネットを利用した仕組みを構築する。

(4) 多様な担い手の参画を促す消費者教育プロジェクトの実施

消費者教育・啓発を地域一体で推進するためのイベントや啓発活動を一定期間実施する。実施に当たっては、地域内に実行委員会を設置してプロジェクト内容を決定する。プロジェクトへは、教育関係者、事業者のほか、高齢者や学生などの消費者も参画することを条件とする。

(5) 広域連携における消費者教育の推進

消費生活センターにおいて、相談業務対応に忙殺され、消費者教育・啓発に関する講座開設等が困難な場合、都道府県又は近隣地域の消費生活センターが教材作成、出前講座等の消費者教育・啓発業務を支援する。職員旅費、講座開設費を含む。

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとする。

Ⅱ-2 体系立った消費者教育の展開

1. 事業目的

消費者教育をより効果的に行うため、幼児期から高齢期までの各段階のライフステージにおいて、様々な取組がなされている。これらを効果的に行うため、消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）や「消費者教育の体系イメージマップ」（平成25年1月）に基づいて、体系的な消費者教育を展開する。

また、災害等の非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための事業（風評被害の防止を含む。）を展開する。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの。

（1）消費者市民社会概念の普及に関する取組

消費者教育推進会議消費者市民育成小委員会取りまとめ（平成27年3月）に基づき、消費者市民社会概念を普及するための啓発活動、モデル講座、モデル授業等を実施する。

（2）消費生活に関連する教育の実施

倫理的消費、地産地消、フェアトレード、食育、金融経済教育など特定分野、又は、大学生や高齢者など年齢に特化した消費者教育を行っている消費者団体やNPO団体と連携し、体系立った消費者教育を推進するような講座、授業、教材開発等を実施する。

（3）障害者等に対する消費者教育の実施

現在、障害者特有の消費者問題に関する情報がないことから、障害者向けの消費者教育・啓発が遅れている。まずは、特定地域において障害者の消費者問題に関する調査（被害状況の把握、対策案など）を行う。これら及び障害者に対する消費者教育を行っている先進事例をモデル事例として教材開

発や講座開設を行う。

(4) 非常事態における消費生活に関する知識・理解促進事業の実施

災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるためのモデル的な事業（風評被害の防止のためのものを含む。）を実施する。

(5) 学校における消費者教育の推進

主に小学校・中学校・高等学校における消費者教育授業実施のため、消費生活センターの成功のノウハウを持ち合うワークショップ形式の研修を実施する。

(6) 若年者等に対する消費者教育の推進

若者等に対する消費者教育推進のための学生向けの教材、チラシ等の作成・配布、講座開設のための外部人材活用を支援する。

(7) 社会経済・消費者問題の変化に応じた消費者教育の推進

消費者を取り巻く環境の変化やライフスタイルの多様化を反映した消費者行動・考え方の変化は、商品・サービスの提供方法や消費方法も変えつつある。このような変化が早いのはもちろんのこと、それに応じるかのようには消費者問題・トラブルも急速に変化している。

多様化・変化しつつある消費者問題・トラブルに消費者がいち早く対応できるような消費者教育のための教材開発・講座の開講を支援する。

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとする。

Ⅱ－３ 子どもの事故防止に向けた地域連携の推進

1. 事業目的

子どもは、誤飲・窒息・火傷等の家庭内の事故、幼稚園や保育所等での保育中の事故等、多くの消費者事故の危険がある。また、思わぬ事故も多く、子どもの死因の上位に「不慮の事故」がある傾向は長年変わっていない。

子どもの消費者事故の防止に当たっては、子ども及び保護者に加えて、地域の関係者（幼稚園、保育所、母子保健推進員、自治会等）が連携することで、より効果的に子どもの事故防止に取り組むことができる。このため本事業では、地域の関係者による連携した事故防止に関する調査・分析等を踏まえた子どもの事故防止策の周知や啓発の取組を支援する。

消費者庁では各地域での取組結果を取りまとめ、各地域の調査結果の傾向を把握して今後の施策に活用するとともに、自治体の取組事例集を作成・公表することにより、子どもの事故防止に向けた地域連携事業の全国展開を推進する。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、次の（１）及び（２）のいずれについても実施するもの。

（１）地域における子どもの事故防止に向けた分析等の取組

地域の子どもの事故防止に関する調査・分析を行う。具体的には、子どもの保護者、地域の関係者と連携したアンケート調査（子どもの事故に関する注意意識、子どもの事故情報、ヒヤリ・ハット情報等を想定）やワークショップの開催等により、地域における子どもの事故防止に向けた分析等を実施。

（２）子どもの事故防止策の周知・啓発の取組

（１）の調査・分析等を踏まえつつ、当該地域の消費者等に対して子どもの事故防止策の周知や啓発を行うための広報素材を作成する。さらに、地域の関係者と連携した保護者等への情報提供を行う。

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとする。

Ⅲ 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

1. 事業目的

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）に規定する消費者団体訴訟制度（被害回復）について、制度の円滑な運用の観点から、制度の普及啓発及び制度の担い手となる特定適格消費者団体の設立に向けた活動を支援することを目的とする。

2. 交付対象事業

（1）制度周知事業

消費者等を対象とした消費者団体訴訟制度（被害回復）の周知を目的とした事業を対象とする。

例：消費者団体訴訟制度（被害回復）の周知に係るシンポジウム、電話相談

（2）担い手育成支援事業

消費者団体訴訟制度（被害回復）の担い手となる特定適格消費者団体については、適格消費者団体であることが要件とされているものの、現在、適格消費者団体として認定を受けている団体がない空白地域が存在する。

また、特定適格消費者団体の認定要件は、現状の適格消費者団体の認定要件よりも厳しくなることが想定され、現行の適格消費者団体の組織の基盤強化も必要となる。制度の担い手育成の観点から、特定適格消費者団体認定申請に向けて消費者団体、適格消費者団体各々に対する活動等を助成等により支援する。

（ア）消費者団体等

適格消費者団体の立ち上げを見据えた地域内での消費者団体や専門家等の活動（要件 1 の一つ以上の取組を含むもの。）を助成等により支援する。

【要件 1】

①消費者被害 110 番や無料相談会などの情報収集活動

- ②適格消費者団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催
- ③事業者の不当行為への是正申入れの検討
- ④団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動
- ⑤適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備
- ⑥消費者庁への事前相談及び認定申請
- ⑦その他、消費者団体訴訟制度の担い手育成に必要な活動

(イ) 適格消費者団体

団体組織の基盤強化に資する活動等（要件2の一つ以上の取組を含むもの。）を助成等により支援する。

【要件2】

- ①消費者被害110番や無料相談会などの情報収集活動
- ②消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催
- ③団体の会員数や寄附金額の増加を図るための普及啓発活動
- ④消費者団体訴訟制度（被害回復）に関連する業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備
- ⑤その他、特定適格消費者団体の担い手育成に必要な活動

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとする。

IV 消費者問題の多様化、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備

1. 事業目的

消費者ホットラインの3桁化（188）やマイナンバー制度開始等に伴い、消費生活相談件数の増加に対応するため、土日祝日相談への取組に向けて、積極的な対応が求められている。

また、平成32（2020）年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて増加が見込まれる訪日・在日外国人の消費者被害の防止のための情報提供や消費者相談に対応する体制の充実を図ることが必要である。

さらに、悪質商法など被害に遭った障害者の相談件数が増加しており、障害者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための相談体制の整備についても対応が求められている。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、次の（1）から（3）までのいずれかについて実施するもの。

（1）土日祝日相談

- ア 土日祝日における消費生活相談事業窓口開設に係る試行的取組
- イ 土日祝日における消費生活相談窓口開設のためのマニュアル作成、土日祝日相談を行った相談者を対象としたアンケート調査を実施し、その効果を測定するとともに今後の課題を分析するなど、土日祝日相談窓口開設を支援する取組

（2）訪日・在日外国人向け相談

- ア 訪日・在日外国人の消費者被害防止のための相談体制の整備に係る試行的取組
- イ 訪日・在日外国人の消費者被害の防止のための相談体制の整備のためのマニュアル作成、相談者を対象としたアンケート調査を実施し、その

効果を測定するとともに今後の課題を分析するなど、訪日・在日外国人の消費者被害の防止のための相談体制の整備を支援する取組。

ウ 訪日・在日外国人に対して、消費生活相談窓口を普及するための取組

(3) 障害者向け相談

ア 障害者の消費者被害防止のための相談体制の整備に係る試行的取組

イ 障害者の消費者被害の防止のための相談体制の整備のためのマニュアル作成、相談者を対象としたアンケート調査を実施し、その効果を測定するとともに今後の課題を分析するなど、障害者の消費者被害の防止のための相談体制の整備を支援する取組。

ウ 障害者に対して、消費生活相談窓口を普及するための取組

3. 事業の上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとす。

V 地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組の促進（地域における公益通報者制度の推進、景品表示法の理解促進）

V-1 公益通報者保護制度の推進

1. 事業目的

事業者及び行政機関における適切な通報処理体制の整備・運用が進むことは、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営の推進に寄与するなど、その組織自身の利益、企業価値の向上にもつながるとともに、社会全体の利益を図る上でも重要な意義を有している。

しかし、消費者庁の調査によれば、公益通報者保護制度に関し、特に中小企業及び労働者による制度の認知度及び中小企業における内部通報制度の整備状況は十分とは言えない状況にある。また、行政機関においては、特に、市区町村において未だ通報窓口を設置していないところが相当程度存在している。

公益通報者保護制度の実効性を確保するためには、特に中小企業及び市区町村における取組を促進することが重要な課題であることから、事業者及び地方公共団体における通報窓口の整備促進及び周知啓発に係る活動を助成等により支援し、地方における公益通報者保護制度に係る取組の推進を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

1. の事業目的を主たる目的とした事業であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。

（1）事業者における公益通報者制度の実効性向上に向けた取組

事業者・労働者を対象とした公益通報者保護制度に関する周知・啓発・普及活動の実施。具体的には、公益通報者保護法の遵守を含むコンプライアンス意識の向上に資する事業者・労働者・消費者向けの講座等の開催、事業者における内部通報制度の整備、外部通報窓口の設置、ガイドラインに準拠した取組の促進に係る活動等。

(2) 地方公共団体における公益通報者保護制度の実効性向上に向けた取組

特に、市町村の通報窓口の整備促進に向けた取組及び公益通報者保護制度の推進を図るための取組の実施。具体的には、外部通報窓口の設置や複数の市町村による合同の通報窓口の設置等による通報窓口の整備促進、都道府県による市町村の公益通報窓口担当者への研修等の実施に係る活動等。

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添1）6.（3）の規定に従うものとする。

V-2 景品表示法等の理解促進

1. 事業目的

ホテルやレストラン等においてメニュー表示と異なる食材を使用していた問題では、事業者による表示の重要性やコンプライアンスに対する意識の欠如が問題の底流にあったことから、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律 134 号。以下「景品表示法」という。）が改正され、事業者の表示等に係るコンプライアンス強化のための内部管理体制の整備が義務付けられたが、地域の中小事業においては必ずしも十分に理解が進んでいないと考えられる。このため、そうした事業者に対して表示等に係る問題の重要性を認識してもらい、景品表示法の理解促進に係る取組を実施する市区町村に対して支援を行うことで、地方における景品表示法等の理解推進等を図ることを目的とする。

2. 交付対象事業

地域における中小事業者等に対する景品表示法等の理解促進のための取組
地域において一般消費者向けの商品の製造・販売等やサービス提供を行い、それについて宣伝・広告等を行っている中小事業者等に対して景品表示法等の理解促進のための取組を実施。具体的には、上記中小企業者等に対して、景品表示法等の概要や基本的な考え方、事業者が義務付けられた表示等の管理体制の整備、不当表示となった過去の事例等についての理解促進を図る研修や講座等の開催。

3. 事業ごとの上限額

地方消費者行政推進事業実施要領（別添 1） 6.（3）の規定に従うものとする。

(別紙2)

先駆的事業に係る国が提案する政策テーマ別内訳額

先駆的事業に係る国が提案する政策テーマ	支出予定額
I. 消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進（地域ネットワーク構築等）	千円
II. 消費者教育の推進（地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等）	千円
1. 地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等	千円
2. 体系立った消費者教育の展開	千円
3. 子どもの事故防止に向けた地域連携の推進	千円
III. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援	千円
IV. 消費者問題の多様化、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備	千円
V. 地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組の促進（地域における公益通報者制度の推進、景品表示法の理解促進）	千円
1. 公益通報者保護制度の推進	千円
2. 景品表示法等の理解促進	千円